

議案第29号

墨田区教育委員会委員任命の同意について

上記の議案を提出する。

令和5年9月29日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区教育委員会委員任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、下記の者を墨田区教育委員会委員に任命したいので、その同意を求めらる。

記

住 所 東京都墨田区墨田二丁目27番12号

氏 名 小 山 勉

生年月日 昭和35年8月26日

所属政党 無所属

（提案理由）

令和5年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員の後任者を任命する必要がある。

(参考)

小 山 勉 略 歴

現 住 所 東京都墨田区墨田二丁目27番12号

生年月日 昭和35年8月26日

学 歴 二松學舎大学文学部中国文学科卒業（昭和59年3月）

職 歴 等 八王子市立加住中学校教諭（昭和59年4月－昭和62年3月）

荒川区立第一中学校教諭（昭和62年4月－平成4年3月）

日本メキシコ学院日本コース教諭（平成4年4月－平成7年3月）

足立区立第十一中学校教諭（平成7年4月－平成13年3月）

東京都教職員研修センター教員研究生（平成13年4月－平成14年3月）

荒川区立第九中学校教諭（平成14年4月－平成19年3月）

荒川区立第一中学校副校長（平成19年4月－平成21年3月）

荒川区立第五中学校副校長（平成21年4月－平成23年3月）

荒川区立ひぐらし小学校校長（荒川区立日暮里幼稚園園長兼務）（平成23年4月－平成26年3月）

荒川区教育委員会事務局指導室長（平成26年4月－平成29年3月）

北区立滝野川第三小学校校長（北区立たきさん幼稚園園長兼務）（平成29年4月－令和4年3月）

北区立幼稚園・こども園長会会長（平成31年4月－令和2年3月）

北区立小学校長会会長（令和2年4月－令和3年3月）

日本学校図書館学会理事（令和2年4月－現在）

東京未来大学保育・教職センター特任教授（令和4年4月－現在）

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）（昭和31年法律第162号）

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。